

様式38(1部提出)

診療用エックス線装置
 診療用高エネルギー放射線発生装置
 診療用放射線照射装置
 診療用放射線照射器具
 放射性同位元素装備診療機器
 診療用放射性同位元素
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 診療用粒子線照射装置

廃止届

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所〒
 管理者
 氏 名 印
 電話番号() -

下記のとおり診療用エックス線装置・診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素・診療用粒子線照射装置を廃止したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項(第29条第3項)の規定により届出ます。

記

病 院 又は 診 療 所	名 称	
	所在地	〒 電話() -
廃 止 し た 装 置 等		
廃 止 の 理 由		
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 後 の 処 分 方 法		
廃 止 後 の 使 用 室 等 の 用 途		

- 注 1 「廃止した装置等」欄は、診療用エックス線装置及び診療用高エネルギー放射線発生装置にあっては当該装置の製作者名、型式及び台数を、診療用放射線照射装置及び放射性同位元素装備診療機器にあっては当該装置の製作者名、型式、台数及び廃止時における放射性同位元素の数量を、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素にあっては当該器具又は元素の種類、型式若しくは形状及び放射性同位元素の数量を記入すること。
- 2 「廃止後の処分方法」欄は、廃止した装置、器具又は放射性同位元素の処分の方法について記入すること。
- 3 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具及び放射性同位元素装備診療機器を廃止した場合においては、廃止時に装備していた放射性同位元素を譲渡したとき、又は診療用放射線同位元素を廃止した場合においては、廃止時に残っていた放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。
- 4 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を廃止する場合、この届と別に30日以内に廃止後の措置の概要(様式39)を届けなければならない。

届出等の書類に記載されている個人情報については、当該業務以外の目的には使用しません。また、第三者に提供しません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。